


歴史的建造物保全支援事業（補助事業）の支援対象について

1 事業の概要

事業名	歴史的建造物保全支援事業	
事業主体	前橋市	
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）…概ね2分の1	
事業期間	令和5年度（2023）～	
事業位置	重点区域（厩橋地区、総社及び総社山王地区）	
事業概要	<p>特定要件を満たす歴史的建造物や歴史的風致形成建造物について、外観保全に係る修理・修景に対する支援や、有形文化財の登録に必要な調査費等を助成する。</p>	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>修理・修景によって、歴史的風致の核となる歴史的な建造物が保全され、歴史的風致の構成要素である歴史的街並み景観の形成につながることから、「関東の華」から「生糸のまち」への変遷にみる歴史的風致及び「1500年都市 元総社・総社」にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

2 支援の対象（R5年度については、総社山王地区の養蚕農家が対象）

(1) 建造物の改修に対する補助

ア 歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物で、所有者と「一般公開に関する協定書」を締結した場合に、内外装(内装は公開部分に限る)の改修に対し、補助を行う。(改修費の3分の2、上限500万円)

【対象】

- ・大塚孝明家
- ・都丸廣明家

イ 歴史的建造物（歴史的風致形成建造物以外の建造物）

重点区域内に存在する歴史的建造物の外装の改修に対し、補助を行う。(改修費の3分の2、上限300万円)

【対象】…現在選定中

(2) 国登録有形文化財の調査費支援

- ・登録に必要な調査費、書類作成委託費の支援（500千円×2棟）

【対象】…現在選定中

(3) 歴史的風致形成建造物の標識設置

- ・歴まち法第14条第2項の規定により市が設置する。
- ・標識デザインについては、別紙参照（当日配布）